

●香川県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により観音寺都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・4・2 観音寺駅観音寺港線

3・4・3 観音寺駅三本松線

3・5・13 観音寺駅高屋線

3・5・14 八幡室本線

3・5・16 栄町七間橋線

3・5・6 黒淵本大線

3・5・7 八幡玉田線

3・5・10 仮屋山田線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課